

令和5年度 高知県「旅行会社(個人)視察」支援事業 実施要綱

(事業の目的及び内容)

第1条 この事業は、県外の旅行会社の社員が個人で行う視察旅行(以下「視察」という。)の経費の一部を助成することにより、高知県への旅行商品の造成と販売を促進し、高知県外からの観光客の誘致拡大を目的とする。

(助成対象者)

第2条 次条の助成要件を満たす高知県への宿泊を伴う「募集型企画旅行」又は「受注型企画旅行」を実施する旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条に基づく登録を受けている旅行会社に対し、予算の範囲内で助成する。

(助成要件)

第3条 以下のすべての要件を満たし、事前に(公財)高知県観光コンベンション協会(以下「協会」という。)会長(以下「会長」という。)に助成金を申請し、会長が承認した視察を対象とする。

- (1) 高知県内の観光施設や体験プログラム等の視察を目的とするものであること
- (2) 令和5年4月1日から令和6年2月28日までの間(いずれも宿泊日基準)に実施し、高知県内の宿泊施設(民宿・宿坊・共済組合等の宿泊施設を除く。)に宿泊すること。
- (3) 高知県内を除く日本全国の旅行会社の社員であること。
- (4) 視察の行程に次に掲げる協会指定の施設等の視察を組み込むこと。

協会指定の観光施設・体験プログラム、二次交通(以下「指定施設・プログラム」という。)	3箇所以上
高知県内の任意の食事又は休憩施設(道の駅・ドライブイン等)	1箇所以上

※天災地変等により指定施設・プログラム・食事・休憩施設の利用が困難な場合に限り、指定条件を満たしていれば当日変更を認める。その場合、変更後の旅行行程表を実績報告時に提出するものとする。

※指定施設・プログラム利用については別表1、別表2参照

- (5) 視察終了後、利用宿泊施設および上記(4)の視察を行ったそれぞれの指定施設・プログラムについて評価シートを提出すること。
- (6) 視察が、今後の高知県への旅行商品の造成・販売拡大につながること。

(助成対象経費、助成限度額及び利用制限)

第4条 助成対象経費、助成限度額及び利用制限は、以下のとおりとする。

- (1) 助成対象経費は、高知県への視察に必要な旅費交通費、県内での宿泊費、施設入場・体験料の実費相当とする。なお、宿泊費に含まれない飲食代は助成対象外とする。
- (2) 視察が高知県以外の視察を兼ねる場合、指定施設等の利用割合を旅費交通費に乗じた額を助成対象経費とする。
- (3) 視察で航空機を利用する場合は、往復高知龍馬空港を利用すること。但し、往路、又は復路のいずれか一方について高知龍馬空港発着以外の航路を利用した場合は、該当区間について実費

の半額を助成する。

- (4) 企画旅行商品(パッケージツアー)を利用する場合は、ツアー代金の半額を助成対象経費とする。
- (5) 助成限度額等については、事業所所在地(当該視察の出発地)に応じ、以下の表のとおりとする。
なお、1名当たりの単価については、対象経費の総額を参加者数で除したもの(100円未満は切り捨て)とする。

四国内(高知県を除く)の旅行会社	1名当たり 20,000円以内
中国地方の旅行会社	1名当たり 30,000円以内
その他の地域の旅行会社	1名当たり 50,000円以内

- (6) 1事業所あたりの利用は年度内1回、最大2名までとする。

※以下の場合には「令和5年度高知県旅行会社(団体)視察支援事業」の扱いとする。

(ア)1事業所からの参加人員が合計5名以上の場合

(イ)各事業所からの申請であっても、同一会社における同一コースを複数の事業所より申請し、参加人員が合計5名以上になる場合

(申請)

第5条 助成金を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、旅行出発日の前日から起算して14日前までに下記の書類を会長あてに持参又は郵送により提出するものとする。なお、期限までに提出がない場合は、助成金の申請を受理しないことがある。

提出書類

- (1) 助成金交付申請書(別記第1号様式)
- (2) 行程表(宿泊施設名が掲載されているもの)
- (3) 視察にかかるすべての費用が明示された見積書又は積算書
- (4) 企画旅行商品(パッケージツアー)利用の場合は、県内での宿泊が含まれていることが分かる予約確認書の写し

(助成の決定)

第6条 会長は、申請に基づき助成の可否を決定し、「助成金交付決定通知書」にて、申請者に対し通知するものとする。

(事業の変更・廃止)

第7条 申請者は、視察の内容を変更する場合、予定日に視察が実施できないと見込まれる場合又は視察を取りやめる場合は、速やかに変更・廃止承認申請書(別記第2号様式)を提出し、会長の承認を受けるものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、助成事業終了日の翌日から起算して14日以内に下記の書類を持参又は郵送により提出するものとする。なお、期限までに提出がない場合は、助成金を申請する権利を自ら放棄したものとみなすことがある。

提出書類

- (1) 実施報告書(別記第3号様式)
- (2) 請求書(別記第4号様式)

- (3) 最終行程表
- (4) 視察にかかったすべての経費が明示された精算書
- (5) 助成対象経費すべての領収書(写)、又はクーポン(写)等、支払った事が証明できるもの
- (6) 航空機利用の場合は搭乗証明書(写)
- (7) 企画旅行商品(パッケージツアー)を利用の場合はクーポンである企画実施旅行会社発行の最終旅程表(写)等及び宿泊証明書(原本)
※最終旅程表等に費用明細の記載が無い場合は、別途明細書(企画実施旅行会社発行の明細書、料金の内訳がわかるもの)を提出すること。
※宿泊証明書は参考様式を利用、もしくは宿泊施設発行の様式でも可。
- (8) 事業の実施を証する写真又は参考資料等
- (9) 評価シート(別記第5号様式) 参加者全員分
- (10) 会長が必要とするもの

(助成金の交付)

第9条 会長は、前条の実績報告が適当と認められるときは、助成金の額を確定し、助成金を交付する。

(交付の取消)

第10条 助成金の交付決定後もしくは確定後において、申請もしくは報告内容に虚偽が認められるときは、会長は当該交付決定を取り消すこととし、既に助成金が交付されているときはその返還を求めるものとする。また、当該事実が判明した時点から2年間は協会が行う助成事業の申請を受け付けないものとする。

(検査等)

第11条 会長は、必要に応じ申請者に対して、助成事業の実施状況についての報告を求め、又は調査ができるものとする。

(関係書類の整備)

第12条 申請者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了年度の翌年から5年間保管するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、協会が別に定めるものとする。

附則 この要綱は令和5年4月1日から施行する。

別表 1

令和 5 年 4 月 1 日現在

カテゴリー	分類	備考
指定施設 A	龍馬パスポート参加施設 ※指定施設 B を除く	対象施設・プログラム一覧はホームページ参照

指定施設 A 一部抜粋【「龍馬パスポート」観光施設・対象プログラム】

市町村名	名称/体験運営団体名	体験メニュー	所在地	TEL
香南市	創造広場「アクトランド」		香南市野市町大谷 928-1	0887-56-1501
香南市	絵金蔵		香南市赤岡町 538	0887-57-7117
南国市	高知県立歴史民俗資料館		南国市岡豊町八幡 1099-1	088-862-2211
高知市	高知県立坂本龍馬記念館		高知市浦戸城山 830	088-841-0001
高知市	高知市立龍馬の生まれたまち記念館		高知市上町 2-6-33	088-820-1115
高知市	高知城 天守・懐徳館		高知市丸ノ内 1-2-1	088-820-1115
高知市	高知県立文学館		高知市丸ノ内 1-1-20	088-822-0231
高知市	高知市立自由民権記念館		高知市棧橋通 4-14-3	088-831-3336
高知市	高知県立美術館		高知市高須 353-2	088-866-8000
高知市	高知よさこい情報交流館	鳴子てづくり体験	高知市はりまや町 1-10-1	088-880-4351
いの町	いの町紙の博物館		吾川郡いの町幸町 110-1	088-893-0886
日高村	観光遊覧船 屋形船仁淀川		高岡郡日高村本村 209-1	0889-24-6988
佐川町	佐川町立青山文庫		高岡郡佐川町甲 1453-1	0889-22-0348
仁淀川町	武田勝頼土佐の会	武田の里 大崎の陣“まいさるく”	吾川郡仁淀川町大崎 340-1	0889-20-2003
梶原町	梶原千百年物語り		高岡郡梶原町梶原 1428-1	0889-65-1187
四万十市	四万十川観光遊覧船		四万十市内事業者	
土佐清水市	足摺海底館		土佐清水市三崎 4124-1	0880-85-0201
土佐清水市	たつくし海中観光(株)		土佐清水市三崎 4135-2	0880-85-1155

※上記抜粋以外にも対象の観光施設・体験プログラムがあります。下記 URL 参加施設一覧検索の「区分」観光施設、体験プログラムにチェックを入れてご確認ください。

URL: <https://kochi-tabi.jp/ryoma-pass/>

別表 2

カテゴリー	市町村名	施設・プラン名	事業者名	TEL	
指定施設 B	歴史素材				
	北川村	中岡慎太郎館		0887-38-8600	
	田野町	岡御殿		0887-38-3385	
	安田町	安田まちなみ交流館・和(◆)		0887-38-3047	
	安芸市	安芸市立歴史民俗資料館		0887-34-3706	
	本山町	本山町立大原富枝文学館		0887-76-2837	
	津野町	吉村虎太郎邸(◆)		0889-62-2601	
	高知市	高知県立高知城歴史博物館		088-871-1600	
	四万十市	四万十市郷土博物館		0880-35-4096	
	土佐清水市	ジョン万次郎資料館		0880-82-3155	
	宿毛市	宿毛市立宿毛歴史館		0880-63-5496	
	自然&体験素材				
	室戸市	イルカふれあい体験		室戸ドルフィンセンター	0887-22-1245
		室戸世界ジオパークセンター(◆)			0887-23-1610
		キラメッセ室戸 鯨館			0887-25-3377
	北川村	北川村「モネの庭」マルモットン		0887-32-1233	
	安芸市	陶芸館・ガラス工房体験教室	内原野陶芸館・ガラス工房	0887-32-0308	
	安芸市	神秘と癒しのパワースポット伊尾木洞のふしぎ発見	安芸市観光協会	0887-35-1122	
	香美市	龍河洞		0887-53-2144	
	南国市	ものづくり体験	海洋堂 SpaceFactory なんこく	088-864-6777	
	大豊町	杉の大杉			0887-72-1585
		ゆとりすとパークおおとよ			0887-72-0700
	高知市	高知県立牧野植物園		088-882-2601	
	佐川町	地元ガイドと”さかわ・酒ぶら上町歩き”		佐川くろがねの会	0889-20-9500
	越知町	越知町立横倉山自然の森博物館			0889-26-1060
	仁淀川町	中津溪谷ガイドツアー		仁淀ブルー観光協議会	0889-20-9511
	津野町	天狗高原セラピーロードガイド		星ふるヴィレッジ TENGU	0889-62-3188
	梶原町	隈研吾氏建築ガイドツアー		ゆすはら観光交流案内所まろろど館	0889-65-1187
	四万十市	四万十学遊館・あきついお			0880-37-4110
	土佐清水市	高知県立足摺海洋館「SATOUMI」			0880-85-0635
		足摺岬クルージング		岡野渡船	0880-88-0960
	大月町	柏島 絶景クルーズ		幡多広域観光協議会	0880-31-0233
	食素材				
	土佐清水市	伝統の宗田節 節納屋体験		たけまさ商店	0880-82-9208
	県内全域	菓焼き鯉タタキ体験		須崎市立スポーツセンター	0889-40-0315
				カツオふれあいセンター黒潮一番館	0880-55-3680
	二次交通	DMV(ただし甲浦駅乗車又は下車の場合)			
		志国土佐 時代の夜明けのものがたり			
		しまんと・あしずり号(四万十・足摺エリア周遊観光バス)			
		四万十川バス			

※(◆)の施設については入場無料のため別途様式(施設利用証明書)にて証明を受けてください。